

広報



たいとう

令和5(2023)年

3月20日

No.1321

毎月5日・20日発行

かぶろう、ヘルメット まもろう、大切ないのち

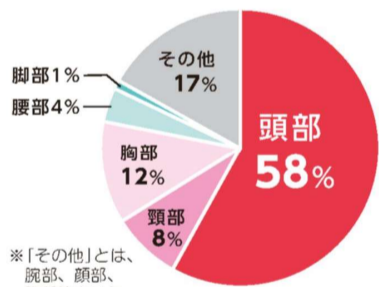
4月1日(土)から
(道路交通法改正)

子供だけでなく、
全ての世代の方に、
自転車乗用時の
ヘルメット着用が
努力義務となります。

みんな
かぶろう

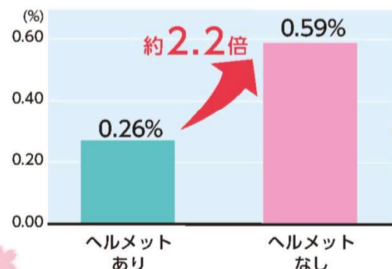
知っていますか？ 自転車事故の現状

■自転車乗用中死者の人身損傷主部位(致命傷の部位) (平成29年～令和3年合計)



自転車乗用中の死亡事故で、
最も多い致命傷は
頭部の損傷です。

■自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率 (平成29年～令和3年合計)



ヘルメットを
かぶらないと、
事故による
死亡率が約2.2倍
になります。

問合せ 交通対策課交通対策担当 TEL 03-5246-1288

だから、自転車に乗る時はヘルメット!

■ヘルメットのかぶり方

ヘルメットの先端が
まゆ毛のすぐ上にく
るように角度を合わ
せ、左右均等にかぶっ
ていますか?

正しい角度で装着
していますか?

耳元のV字部分は
ねじれていませんか?

あごとあご紐の間に
人差し指1本入りますか?

参考：東京都 HP 「ヘルメット着用啓発リーフレット」

■ヘルメットの選び方

実際に試着して自分のサイズにあった
ヘルメットを選びましょう。

SGマーク、JCFマークなどの安全認証
マークが付いているヘルメットの購入
を推奨します。

一度でも強い衝撃を
受けたヘルメットは
衝撃吸収効果が
失われています。
**外見に傷がなくても
買い換えましょう。**

さまざまな種類のヘルメットがあります。



購入の際は、自転車専門店等へ。



区公式SNSの一覧は▶

